

# アフター万博におけるひょうごの魅力発信事業 委託業務仕様書

## 1 委託業務名

アフター万博におけるひょうごの魅力発信イベント企画運営業務

## 2 委託業務の目的

令和8年10月に、48年ぶりに神戸で開催される公益社団法人日本青年会議所（日本J C）の全国大会（日本J C第75回全国大会神戸大会）にあわせ、一般社団法人神戸青年会議所（以下「神戸J C」という。）等が企画する事業※と連動し、県内外の来場者に対し、ひょうご五国の魅力を知ってもらい、関心を深めてもらうことを目的に、本県のひょうごフィールドパビリオン（以下「FP」という。）等を活用した「ひょうごの魅力発信イベント（仮称）」を実施する。

本業務は、前述のイベントの事業趣旨を実現するとともに、効率的かつ効果的な運営計画等の策定、円滑な運営準備及びイベント運営等を確実に実施することを目的とする。

※元町・三宮周辺において、神戸J Cをはじめとする複数の民間団体等によるイベントが同時期に実施予定

日程：令和8年10月3日（土）～4日（日）

場所：三宮中央通り、新港突堤臨港線、メリケンパーク、東遊園地 等

## 3 委託業務履行期間

契約締結日から令和8年12月28日（月）

## 4 委託料

金19,757,000円（消費税及び地方消費税額を含む）を上限とする。

ただし、契約内容及び契約額については、委託事業者決定後、県（県民躍動課）との打合せにより決定する。

## 5 委託業務内容

### (1) 開催概要

#### ア 開催日時

令和8年10月3日（土）～4日（日）10時～20時

※時間は変更の可能性有。

#### イ 開催場所

京町筋（神戸市中央区京町）

※花時計線新クレセントビル～京町通クリエイト神戸ビル間において、開催。

10月3日（土）0時～10月4日（日）23時59分の間、通行止めを実施。

※道路使用許可は神戸J Cが申請。

ウ 実施内容（予定）

ブース出展やステージイベント等により、県内各地域の魅力発信や県事業のPRを行う。

区 分	内 容
飲食 ブース	試飲・試食可能な展示
ステージ イベント	地域創生をテーマとしたFPプレーヤーや県内学生等によるステージパフォーマンス（デカンショ踊り、播州織ファッションショー、吹奏楽等）、地域創生トークショー（県にゆかりのある若手著名人、アスリート、すごいすと等）、はばタンとその他マスコットキャラクターとのコラボイベント、地域創生公民連携イベント等
展示型 ブース	FPプレーヤーによる物販・作品展示・PR（動画放映、座学講座等）、芸術文化の展示・発信、消費者被害防止啓発キャンペーン等
体験型 ブース	FPプレーヤーによるプログラムの実演・体験イベント、WMG2027 関西に向けた体験型スポーツイベント等

※ブースの出展者募集は受注者が県の協力の下実施し、各区分の実施内容は出展者が企画する。

※来場者が各ブースを幅広く回遊できるよう、回遊性を高める仕掛け、企画内容及びゾーニング案を示すこと。

※ステージイベントの出演者募集は県に事前確認の上、受注者が実施し、上記の表を踏まえ、地域創生をテーマとした企画内容とする。

エ 出展者数（想定）

- ・飲食ブース：15団体程度
- ・ステージイベント：受注者の提案に基づき実施
- ・展示型ブース：10団体程度
- ・体験型ブース：5団体程度

※上記とは別に、県関係者等による直営出展ブースは、5団体程度を想定。

※ステージイベントは、可能な限りステージが使用されていない時間が生じないように配慮し、現時点で想定するタイムテーブル案を作成すること。

なお、当該タイムテーブル案については、受託決定後に作成する正式なタイムテーブルとの間に、極力乖離が生じないように配慮すること。

オ 1ブース当たりの設備等（想定）

基本面積：約9㎡

基本設備（全ブース共通）：長机2台、椅子4脚、電源コンセント（1.4KW×2口）、団体名表示板、イベント用テント

飲食ブース：上記の設備に加え、三方（天井・背面・左右側面）を隙間なく囲うテント等（屋根から地面まで）、手洗い用給水設備及び排水を補完する貯水設備（水道直結の設備が使えないため、フタ及びコック付きの水タンクを設置）

※現在の想定であり、今後、出展者数や出展形式により変動する。

※テント1張を区切って複数のブースを組むことも可。

※電源コンセントは、受注者において発電機を調達し、必要容量を確保すること。分電盤の設置、各ブースへの配線、養生、安全対策を含むものとし、燃料費、運転管理、保安管理を含め、2日間の運用に支障がない体制とすること。

※飲食ブースは、神戸市保健所が定める「臨時営業」を前提とし、提供する品目

は、調理・加工作業が複雑でないもの、かつ、原則として提供直前に十分加熱した食品に限る。ただし、市販品（酒、飲料等）の小分けは除く。

カ ステージの設備等（想定）

基本仕様：ステップ、控室（4方幕付き簡易テント等）、LEDビジョン、音響機材、照明機材、ステージ告知看板、ステージ看板、ステージ裏隠し幕

※現在の想定であり、今後、出展者数や出展形式により変動する。

※ステージの規模や配置等は、受注者が提案するステージイベントの内容に基づき設定すること。

※日よけ及び雨天時の使用を考慮した設営とすること。

※音響の音圧レベルは、110デシベルを目安とすること。

なお、安全管理上又は運営上の必要が生じた場合は、音量を調整すること。

(2) 委託業務内容の詳細

事業全般に係る企画調整及び運営に係る以下の業務を行うこととし、詳細については、企画提案内容等を基に、県と受注者が協議・調整の上、決定する。

ア 事業全般に係る企画調整及び運営業務

(ア) 企画の総合調整・運営及び管理

事業目的を達成し、またイベントを円滑かつ適切に実施すべく業務全体の企画の総合調整、進捗管理及び業務の運営を行うこと。

(イ) 実施マニュアル等必要資料の作成

- a イベントの進捗管理に要する資料
- b イベントの進行に要する資料
- c 制作、設営物に要する資料
- d 搬入出・設営に要する資料
- e イベント当日の会場記録写真資料
- f その他、県が必要と認める資料

(ウ) 各種許可申請等に係る業務

- a 使用許可等が必要な場合は、それらの申請資料の作成及び催物開催届など企画の実施に必要な資料を作成し、監督機関等に届出を行うこと（会場の使用許可を除く）。
- b 飲食販売等を実施するに当たり、常に食品衛生法その他関連法令を遵守し、監督官庁の指示に従うこと。

(エ) 出展者への事前説明会

出展者等に対し、イベント当日の進行や設備状況、搬入出方法等の出展に際して必要な情報について、概ね1か月前にオンライン説明会を開催すること。説明会の開催に当たっては、県と協議・調整の上、説明資料等の作成を行うこと。

説明会開催後の問合せへの対応は、原則、受注者において行うこと。ただし、対応困難な場合は、速やかに県に報告し、その対応について協議し、協議結果に基づき速やかに対応すること。

(オ) 事業者等への事前説明

交通規制により営業活動に影響が生じる可能性がある事業者等に対し、必要に応じて県と連携しながら、個別訪問等により事前説明を行うことで、理解と協力を得るように努めること。

(カ) 運営に必要な制作物の作成等

搬入出車両の証明など、事業運営に必要な制作物の作成等を行うこと。

(キ) デザイン、装飾及びレイアウト等

ステージや会場等のデザインや装飾、レイアウト等については、受注者の提案に基づき、県と協議の上決定すること。

(ク) 資機材の準備

委託内容を履行するために必要となる機器及び設備は、受注者が用意するものとする。

(ケ) 会場への誘客

近隣駅や他会場等からの円滑・効果的な誘客計画を企画し実行すること。

(コ) 関係機関（神戸J C含む）等との連絡調整

イベント会場、運営・設営、広報等に係る詳細について、県の指示の下、関係機関等と調整に当たること。

(カ) 県との連絡調整

県と緊密に連絡を取り、情報を共有しながら業務を推進すること。

イ 会場設営及び搬入出に係る業務

(ア) 搬入出・設営等業務

a 設営（10月3日（土）0時～6時までを想定）及び撤去（10月4日（日）20時～23時59分までを想定）について、安全かつ所定の時間内に完了させるための方策を十分検討し、受注者は、開催時間を含む全体工程表を作成すること。特に、開催終了後の撤去及び清掃作業については、23時59分までに原状回復を完了できるように十分に検証を行い、必要に応じて工程の見直しを行ったうえで、具体的な作業スケジュール及び人員配置計画を提案すること。また、事故の発生や時間内に完了できない場合等に備えたバックアップ計画についても併せて提案すること。

b 事業開始・終了・搬入出時における来場者の安全な誘導方法について、バリアードや迂回路の設置等も含めて十分検討すること。

c 設営撤去に当たっては、県及び施設管理者と十分協議の上、養生等の必要な対策を講じるとともに、撤去後は会場の原状回復を図ること。

d 荒天、災害、交通遮断その他不可抗力によりイベントの中止又は縮小を行う場合の最終判断は県が行うものとし、受注者は、県から中止又は縮小の指示を受けた場合、速やかに関係者や来場者等への周知を行うこと。

なお、中止又は縮小に伴い発生した費用については、受注者の責に帰すべき事由による場合を除き、県と協議の上、契約変更等により対応するものとする。

(イ) 救護業務

救護業務は記念事業の主催者である神戸J Cが総合的に実施するものとし、救護体制等については、必要に応じて神戸J C等との連絡および調整に協力すること。

(ウ) 警備業務

業務の実施に当たり、夜間警備を含め、安全確保に十分な人員の警備員を配置すること。警備計画書を作成の上、兵庫県警（開催場所を所管する警察署）と協議し、万全な警備体制を構築すること。なお、受注者は警備業務の円滑な実施のため、必要に応じて神戸J C等との連絡・調整に協力すること。

(エ) 清掃業務

イベント終了後に実施する会場内外の清掃計画を作成し、実施すること。撤去作業完了時刻（23時59分）までに原状回復を完了し、道路管理者へ引き渡し可能な状態とすること。また、飲食出店に伴う油脂類の流出防止及び路面付着物

の除去についても対応すること。なお、受注者は清掃業務の円滑な実施のため、必要に応じて神戸J C等との連絡・調整に協力すること。

(オ) 保険の加入

事故等の不慮の事態に備え、必要な保険に加入すること。

(カ) 関係機関との調整

関係機関との業務上必要な連絡調整及び協議は原則として受注者が行う。

ウ 広報に関する業務等

(ア) 広報に係る計画、取材要領

a テレビ、新聞、雑誌等のメディアに取り上げられるよう、事前に広報に係る効果的な計画を作成し、調整を行うこと。

b 県と調整の上、取材要領の作成及びイベント当日のプレス対応を行うこと。

(イ) イベントへの誘客に向けたPR

イベントへの誘客のため、SNSやメディア等も活用した事前・当日のPRを行うこと。

(ロ) イベント後の対応

イベント時に写真・映像を撮影し、イベント当日だけでなく終了後も速やかにメディア等に取り上げられるよう計画・調整するとともに、県に写真・映像データを提供すること。

エ その他付帯業務

(ア) イベントの記録写真撮影等

デジタルカメラで記録写真・動画（イベント実施中の様子、警備員の配置時、搬入出時の状況、資機材の配置及び撤去等を含む。）を撮影すること。撮影した写真等は電子データ（DVD等に保存のこと。）で県へ提出すること。

※ステージイベントの様子を全て撮影すること（ステージが稼働していない時間帯を除く）。ブースについてはそれぞれの出展内容が分かるように撮影すること。

(イ) 来場者に対する満足度調査の設計・実施

a 本業務の対象となる来場者に対し、調査を行うこと。

b 当該調査は、来場者に対して、ひょうご五国の魅力を知ってもらい、関心を深めてもらえたかを把握できる内容とすること。

c 調査の項目及び方法の設計は、受注者から県に提案し、協議の上決定すること。

d 受注者は調査の結果について取りまとめ、県に報告すること。その他、県からの求めに応じて適時、報告すること。

(ロ) イベント効果の分析・検証

来場者への満足度調査を踏まえ、ひょうご五国の魅力を知ってもらい、関心を深めてもらうことができたかを分析・検証し、その結果を県に提出すること。

(3) 留意事項

ア 事業全般に係る企画調整及び運營業務

(ア) 事業実施に必要な事項が全て網羅された企画内容であり、計画性・実現性が高い内容となっていること。

(イ) イベント当日、会場周辺で神戸J Cが企画する記念事業が開催されているため、神戸J Cと連携しながら来場者を双方の会場へ誘導させる工夫をすること。

(ロ) メディアへの露出や一般客による情報拡散が期待できる企画とすること。

(エ) イベントの参加料及びブース出展料は無料とすること。

- (オ) 県から企画内容等の変更等の指示があった場合は、予算の範囲内で誠実に対応すること。
- (カ) ブースのデザインや配置については、テーマ毎（食や地場産業など）に出展者をグループ化する予定であることを踏まえ、テーマ性や発信内容が伝わるように工夫して企画すること。
- (キ) ステージのデザインや装飾、レイアウトについては、一般来場者の動線を考慮し、企画すること。
- (ク) イベントは雨天決行のため、雨天時を考慮した企画内容とすること。
- (ケ) 会場の確保に係る手続き（使用許可申請、使用料の支払い等）については、神戸J Cが行う。
- (コ) 本イベントは神戸J Cが企画する記念事業と一体的に実施するため、神戸J C及び神戸J Cが発注する委託業者とも連絡調整を行いながら事業を推進すること。

#### イ 会場設営及び搬入出に係る業務について

施設への搬入出や設営・撤去に当たっては、安全性が確保され、合理的な作業内容・スケジュールで実施すること。

#### ウ 広報に関する業務等

- (ア) テレビ、新聞、雑誌等のメディアに対して効果的な情報発信を行うため、本事業がメディアに広く取り上げられるような手法を提案すること。
- (イ) 当日の誘客に向けた効果的なPRのため、必要に応じて、SNSやデジタルメディア、インフルエンサー等も活用した広報活動を提案すること。
- (ウ) 県から広報内容等の変更等の指示があった場合は、予算の範囲内で誠実に対応すること。

#### エ その他付帯業務

満足度調査の実施に当たっては、回収率を上げる取組を提案すること。ただし、金券・クーポン券の発行やノベルティの配布など、個人に対する給付に類する企画は実施しないこと。

## 6 業務実施に関する基本的な条件

### (1) 業務実施体制

受注者は、契約締結後、業務の運営体制を明確にし、以下のア～オについて、事業の適切な実施に必要な人員の配置、設備等を配備の上、業務の運営や県との連絡調整を行うこと。

- ア 業務全体の実施計画書を作成するとともに、常時スケジュールを把握の上、進捗状況等を管理し、適切に業務を遂行すること。
- イ 業務の全体を総括するための統括責任者を置くこと。
- ウ 統括責任者は、本業務の確実な遂行が可能な人員を配置し、急なトラブル等にも迅速に対応できるようにすること。
- エ 個人情報等の取扱いには、特に留意すること。
- オ その他提案内容を踏まえた業務を実施すること。

### (2) 契約及び費用等に関する条件

業務を遂行するに当たり必要となる経費は、契約金額に含まれるものとし、県は契約金額以外の費用を負担しないものとする。ただし、会場使用料については、神戸J Cが負担する。

### (3) 提案見積額について

本委託業務に係る契約金額については、提案見積額を基準に県と協議の上、確定するものとする。

(4) 経理・支払に関する条件

ア 契約金額については、委託契約期間内に業務を完了された後、県による検査を経て支払うものとする。

イ 全ての証拠書類は、本業務終了後、5年間保存すること。

(5) 著作物の譲渡等

ア 受注者は、本事業における作製物（以下「成果物」という。）が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る受注者の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。）を当該著作物の引渡し時に県に無償で譲渡するものとする。ただし、当該著作物のうち受注者が従前より保有するものの著作権は、受注者に留保されるものとし、受注者は県及び県が指定する者の必要な範囲で県及び県が指定する者に無償で使用することを許諾するものとする。また、受注者は著作人人格権を行使しないものとする。

イ 県は成果物の内容を受注者の承諾なく自由に公表することができ、また、当該成果物が著作物に該当する場合には、受注者が承諾したときに限り、既に受注者が当該著作物に表示した氏名を変更することができる。

ウ 受注者は、成果物が著作物に該当する場合において、県が当該著作物の利用目的の実現のためにその内容を改変するときは、その改変に同意する。また、県は成果物が著作物に該当しない場合には、当該成果物の内容を受注者の承諾なく自由に改変することができる。

エ 受注者は、県が承諾した場合には、当該成果物を使用又は複製し、また、著作権法第15条第1項の規定にかかわらず、当該成果物の内容を公表することができる。

オ 県は、受注者が成果物の作成に当たって開発したプログラム（著作権法第10条第1項第9号に規定するプログラムの著作物をいう。）及びデータベース（著作権法第12条の2に規定するデータベースの著作物をいう。）について、受注者が承諾した場合には、当該プログラム及びデータベースを利用することができる。

カ 受注者は、成果物（業務を行う上で得られた記録等を含む。）の作成に当たり必要な著作権の取得等の手続きについて、受注者の責任及び契約額の範囲において実施すること。

(6) その他の条件

ア 業務開始後は、定期的に県と打合せを行い、業務着手前に県の承諾を得るとともに、事業進捗状況を報告すること。また、随時、県の求めに応じて本業務に係る情報を提供すること。

イ 本仕様書に定めのない事項については、県と協議の上決定すること。

ウ 契約締結後に本仕様書に疑義が生じた場合は、県と協議の上決定すること。

## 7 受注者の責務

(1) 苦情等の処理

業務実施で生じたトラブルについては、受注者が責任を持って対応すること。対応に当たっては、県と十分連携を行い、トラブルの解決に努めること。

(2) 法令等の遵守

受注者は、本委託業務の履行に当たって、条例、規則、関係法令を十分に遵守するほか、契約書に記載の契約事項に従って業務に当たること。

### (3) 信用失墜行為の禁止

受注者は、本委託業務の履行に当たり不正な行為をするなど、県の信用を失墜する行為を行わないこと。

### (4) 受注者の誠実義務

受注者は、本委託業務の履行に当たっては、誠実に業務に当たらなければならない。県から履行状況について、問合せ又は申入れがあった場合は、速やかに、かつ誠実に対応しなければならない。

## 8 再委託の取扱い

- (1) 受注者は、業務の全部又は総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。
- (2) 受注者は、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせ（以下「再委託等」という。）てはならない。ただし、あらかじめ再委託等の相手方の住所、氏名及び再委託等を行う業務の範囲等（以下「再委託等に関する事項」という。）を記載した再委託の必要性がわかる書面を県に提出し、承認を得た場合は、承認した範囲の業務を第三者（以下「承認を得た第三者」という。）に再委託等することができる。
- (3) 県が承認した場合には、承認を得た第三者も、前項の義務を負うものとし、受注者は、当該第三者に前項の義務を遵守させるために必要な措置をとらなければならない。その後に承認を得た第三者についても同様とする。
- (4) 受注者は、業務の一部を再委託等先から、さらに第三者に再委託等させる場合（3次委託等）には、県に対し、当該第三者の再委託等に関する事項を記載した書面を提出し、県の書面による承認を受けなければならない。なお、第4次委託等以降も同様とする。
- (5) 再委託等する相手方の変更等を行おうとする場合には、受注者は、改めて再委託等に関する事項が記載された書面を提出し、県の承認を受けなければならない。
- (6) 受注者は、業務の一部を再委託等する場合には、再委託等した業務に伴う承認を得た第三者の行為について、県に対し全ての責任を負うものとする。

## 9 守秘義務

受注者は本委託業務により得た一切の情報・成果について、本委託業務の目的以外に使用してはならない。

また、受注者は本委託業務の履行に当たって知った、又は知り得た秘密を、本委託業務期間中はもちろん契約終了後においても県及びその他当事者の了解なく他に漏らしてはならない。受注者自ら及び業務従事者が秘密を漏らしたことにより損害が発生した場合は、受注者は損害を賠償しなければならない。

なお、本委託業務の過程で知り得た情報などについては、保存媒体の管理など、秘密保持に万全の措置を講じ、収集した調査等の資料の処分などについては県との協議に従うものとする。

## 10 成果物一覧

本業務に求める成果物は「図表 成果物 一覧」のとおりとする。以下の成果物は紙媒体で1部、電子媒体で1部提出すること。なお、紙で提出することが困難なデータについては、電子媒体のみ納品することで可とする。

図表 成果物 一覧

区分	No	成果物	提出期限
事業管理	1	業務実施計画書	契約締結後14日以内
実施マニュアル等	2	イベントの進捗管理に要する資料	令和8年8月3日
	3	イベントの進行に要する資料	
	4	制作、設営物等に要する資料	
	5	搬入出・設営等に要する資料	
	6	安全対策（警備計画書含む）や清掃等に要する資料	
	7	その他必要資料	
広報	8	広報計画	令和8年8月3日
	9	広報資料	
満足度調査	10	満足度調査計画書	令和8年9月9日
実施業務	11	満足度調査結果報告	令和8年11月2日
その他	12	イベント当日の会場記録写真資料・動画	令和8年10月13日

## 11 留意事項等

- (1) 受注者は、業務の円滑な遂行に留意し、遅滞なく進めること。また、業務の遂行について県に随時報告を行い、その指示に従うこと。
- (2) 受注者は、県が貸与した資料等の複製、複写の可否及び返却等については県の指示に従うこと。
- (3) 受注者は、本事業に係る全ての書類、またその内容について、県の許可なく譲渡、公開をしてはならないこと。
- (4) 本業務の実施において新たに発生する著作権については、著作人格権を除き、県に帰属するものとする。また、著作人格権についても、権利者は将来にわたり行使しないことを担保すること。
- (5) 本業務に使用する画像、映像、イラストその他の著作物について、第三者が権利を有する場合、第三者との間で発生する著作権等に関する手続や使用権料等は、全て受注者が責任を持ち対応すること。
- (6) 委託契約の締結
  - ア 県は、選定された業務を提案した事業者と提案業務の実施方法等について協議・調整を行う。その際、双方で確認の上、提案内容に修正・変更を加える場合がある。
  - イ 契約条項は、県において示す。
  - ウ 受注者は、県に対して、委託料の10分の1の契約保証金を納めなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証契約を締結した場合等において、契約保証金の全部または一部を免除する。
- (7) その他、本業務仕様書に定めのない事項については、県と受注者が協議の上決定する。
- (8) 受注者は、業務の履行に当たって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下「暴力団等」という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。

る。

ア 断固として不当介入を拒否すること。

イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。

ウ 県に報告すること。

エ 業務の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期等の遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、県と協議を行うこと。

## 12 担当

兵庫県県民生活部県民躍動課

電話 078-362-3136